小田原市告示第29号

新病院建設事業基本計画策定等支援業務に係る公募型プロポーザルの手続を行うので、 次のとおり告示する。

令和元年7月3日

小田原市長 加 藤 憲 一

1 業務概要

(1) 業務名称

小田原市新病院建設事業基本計画策定等支援業務委託

- (2) 業務内容
 - ア 全体マネジメント
 - イ 発注方式の検討支援
 - ウ 基本計画書(案)の策定支援
 - エ 要求水準書の策定支援
 - オ 設計者等選定に関する支援
 - カ 会議等への出席、説明及び支援
- (3) 契約期間

契約締結日から令和3年9月30日まで

(4) 業務委託費上限額

80,000,00円(消費税及び地方消費税を含む。)

2 募集要領

(1) 選考方針

本委託を受託する者(以下「受託者」という。)の選定は、小田原市附属機関設置条例(昭和54年小田原市条例第1号)第2条の規定に基づき設置された新病院建設事業基本計画策定等支援業務委託事業者選定委員会(以下「委員会」という。)において、業務提案書やプレゼンテーション等による審査を踏まえ実施し、その審査結果を受け、評価が最も高い応募者を優先交渉権者として選定する。

(2) スケジュール

区分		日 程	
	実施要項の配付	令和元年7月3日(水)午前9時から	
第	質疑の受付期限	令和元年7月9日(火)午後5時まで	
_	質疑への回答	令和元年7月12日(金)	
次審	参加表明書、企業実積 及び技術者資料等の提 出期限	令和元年7月18日(木)午後5時まで	
查	第1次審査(非公開)	令和元年7月19日(金)	
	審査結果通知	令和元年7月23日(火)	
第	業務提案書及び参考見 積書の提出期間	令和元年7月24日(水)から令和元年8月13日 (火)午後5時まで	
次	プレゼンテーション及 びヒアリング、第2次 審査(非公開)	令和元年8月17日(土)を予定	
審查	特定・非特定通知書の 送付	令和元年8月20日(火)	
受注者及び審査経過の公表		令和元年8月21日(水)	
契約日(予定)		令和元年9月上旬の日	

3 応募資格

本プロポーザルに参加することができる者(以下「応募者」という。)は、次に掲げる要件を全て満たしている者とする。

- (1) 小田原市契約規則(昭和39年小田原市規則第22号)第5条に規定する者であること。
- (2) 小田原市競争入札参加資格者名簿の「建築設計」に登録されていること(手続開始の告示の日において、当該名簿に登録されていない者にあっては、参加表明書の提出期限までに「かながわ電子入札共同システム/資格申請システム」において申請手続が完了している場合を含む。)。
- (3) 民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定による再生手続開始の申立て又は会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定による更生手続開始の申立てがされていないこと。ただし、民事再生法に基づく再生手続開始又は会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者で、再度の小田原市の入札参加資格審査の申請を行い、その認定を受けたものについては、再生手続開始又は更

生手続開始の申立てがなされなかった者とみなす。

- (4) 本プロポーザルの手続開始の告示日から契約締結日までの間のいずれの日においても、小田原市、神奈川県又は国(公社、公団及び独立行政法人を含む。)から指名停止処分を受けている期間中にないこと。
- (5) 委員会の選定委員が自ら主宰し、又は役員若しくは顧問として関係する法人その他の組織でないこと。

4 応募者の条件

応募者は、次に掲げる要件を全て満たしている者とする。

- (1) 応募者の形態は、単体企業とする。
- (2) 発注者の業務支援を行うコンストラクション・マネジャー(以下「CMr」という。)として、日本コンストラクション・マネジメント協会発行「CM業務委託契約約款・業務委託書(2009年6月改定版)」に記載の1 基本計画段階、2 基本設計段階、3 実施設計段階、4 工事発注段階、5 工事段階のコンストラクション・マネジメント業務(以下「CM業務」という。)のうち、いずれかの段階について、医療法(昭和23年法律第205号)第1条の5第1項に規定する病院(以下「病院」という。)であって、同法第7条第2項第5号に規定する一般病床(以下「病床」という。)の数が200床以上のものの新築又は増改築のCM業務を、平成16年以後に受託し、かつ履行した実績を有する者であること。この場合において、件数として認められる実績は、基本計画段階・基本設計段階・実施設計段階・工事発注段階・工事段階のCM業務の実績(いずれかの段階を履行していること。ただし、1プロジェクトにおいて複数フェーズを履行している場合の実績は、1件として扱う。)とする。
- (3) 認定コンストラクション・マネジャー(日本コンストラクション・マネジメント 協会の資格試験に合格し登録した者をいう。以下「CCMJ」という。)が5名以 上所属しており、管理技術者として配置することができること。
- (4) 建築士法(昭和25年法律第202号)第23条の規定による一級建築士事務所の登録を受け、直接的かつ恒常的な雇用関係にある一級建築士5名以上の事務所であること。
- 5 配置予定技術者の資格及び実績要件等

応募者が本業務に配置する技術者の資格要件及び実績要件等は、次のとおりとする。

	区分	資格要件	実績要件	
管	理技術者	CCMJ及び一級建築士の資格を	CMrとして、日本コンスト	
		有する者	ラクション・マネジメント協	
			会発行「CM業務委託契約約	
			款・業務委託書(2009年	
			6月改定版)」に記載の1	
			基本計画段階、2 基本設	
			計段階、3 実施設計段階、	
			4 工事発注段階、5 工事	
			段階のCM業務のうち、いず	
			れかの段階について、用途が	
			病院の実績を有する者であっ	
			て、病床が200床以上の病	
			院の新築又は増改築のCM業	
			務を1件以上、管理技術者と	
			して携わった実績を有する者	
担	建築総合	CCMJ又は一級建築士の資格を	用途が病院のCM業務実績を	
当		有する者	有する者	
す	構 造	CCMJ又は構造一級建築士の資	CM業務実績を有する者。た	
る		格を有する者	だし、用途が病院のCM業務	
各	電気設備	CCMJ又は建築設備士もしくは	実績を有する者をより高く評	
分		設備一級建築士の資格を有する者	価する。	
野	機械設備	CCMJ又は建築設備士若しくは		
の		設備一級建築士の資格を有する者		
主	建築コスト	CCMJ又は建築コスト管理若し		
任	管理	くは建築積算士若しくは一級建築		
技		士の資格を有する者		
術	工事施工計	CCMJ又は一級建築施工管理技		
者	画	士の資格を有する者		

備考

- 1 管理技術者及び主任技術者(建築総合)については、受託者に所属する者に 限るものとし、再委託は認めない。
- 2 管理技術者と主任技術者(建築総合)の兼務については可とする。
- 3 管理技術者及び主任技術者の経歴等に記入する業務実績については、各担当の実績要件を満たすことが確認できる業務実績を必ず記入すること。その上で、病院以外のCM実績を記入しても良い。ただし、病院のCM業務実績をより高く評価する。
- 4 評価の対象となる技術者資格は、CCMJ、一級建築士、構造設計一級建築士、設備設計一級建築士、建築設備士、技術士・施工管理技士、建築コスト管理士及び建築積算士とする。
- 5 評価点は、各担当分野によって異なる。

(1) 担当部局等

- ア 事務局 小田原市立病院 病院管理局病院再整備課
- イ 所 在 地 〒250-8555 小田原市荻窪300番地
- ウ 電話番号 0465(33)1758
- ⊥ E -mail saisei@city.odawara.kanagawa.jp

(2) 資料の配付及び方法

次の資料を小田原市ホームページに掲載するので、必要に応じてダウンロードし、 使用すること。

- ア 小田原市新病院建設事業基本計画策定等支援業務委託事業者選定プロポーザル 実施要項
- イ 小田原市新病院建設事業基本計画策定等支援業務委託仕様書(案)
- ウ 様式集(様式1から様式10まで)
- 工 小田原市立病院再整備基本構想
- オ 小田原市立病院今後の医療環境のあり方研究会報告書
- (3) 質問書の提出期限及び方法並びに回答

令和元年7月9日(火)午後5時までに、質問書(様式1)を電子メールにより 提出すること。この場合において、電子メールの送信後に、事務局に確認をすること。なお、質問に対する回答は、令和元年7月12日(金)から小田原市ホームページに掲載する。

(4) 参加表明書の提出期間及び方法

令和元年7月16日(火)から同年7月18日(木)まで(受付時間は、午前9時から午後5時までとする。)に、必要書類を持参し、又は送付すること。なお、送付先は、担当部局等宛てにすること。

- (5) 第1次審査及び結果
 - (4)で受けた参加表明書の内容について、書類審査を行い、参加資格確認等の終了後に、第1次審査結果通知書を送付し、業務提案書作成の要請を行う。
- (6) 業務提案書等の提出期間及び方法

令和元年7月24日(水)から同年8月13日(火)まで(土日・祝日を除き、 受付時間は、午前9時から午後5時までとする。)に、必要書類を持参し、又は送付すること。なお、送付先は、担当部局等宛てにすること。

7 優先交渉権者の選定に関する事項

(1) 第1次審査

審査は、第2次審査に参加できる応募者3者を選定することを目的とし、応募者から提出された参加資格確認申請書をもとに総合的に行う。

(2) 第1次審査結果の発表

第1次審査の結果については、応募者に通知するとともに、令和元年7月23日 (火)に小田原市ホームページに掲載し公表する。

(3) 第2次審査

審査は、 プレゼンテーション及びヒアリングにより行うものとする。

8 評価方法及び受託者の選定

優先交渉権者の選定は、事務局による客観的評価と委員会による業務提案書評価を 行い、評価点総合計が高い者から、優先交渉権者及び次点交渉権者の2者を選定する。

9 資格の喪失に関する事項

次のいずれかに該当した場合は、本プロポーザルへの参加資格を失うものとする。

- (1) 業務提案書に記載すべき事項の全部又は一部が掲載されていなかったとき。
- (2) 許容された表現方法以外の表現方法が用いられ、また、要求された内容以外の書類、図面等が提出されたとき。
- (3) 本プロポーザルの参加者及びその関係者が、選定委員に対する事前説明、事前連絡等の公正な審査を防げる行為をしたとき。
- (4) その他不正な行為があったと認められたとき。
- 10 業務の契約

委員会が選定した優先交渉権者と、当該業務に係る随意契約の相手方として見積合わせを行った上で契約する。ただし、優先交渉権者との間で契約の締結に至らなかった場合には、次点交渉権者を契約候補者とする。

11 結果の公表

本市のホームページで優先交渉権者及び次点交渉権者の名称を公表する。

- 12 その他
 - (1) 本手続に係る費用は、すべて応募者の負担とする。
 - (2) 提出された書類は返却しない。
 - (3) 本業務は、契約書の作成を必要とする。

- (4) 1から12(3)までに記載されている事項のほか、本手続に関する詳細は、次の 書類に記載してあるので、参照すること
 - ア 小田原市新病院建設事業基本計画策定等支援業務支援事業者選定プロポーザル 実施要項及び様式集
 - イ 小田原市新病院建設事業基本計画策定等支援業務仕様書(案)